

(再質問)

1. 安保法制について

安保法制に関して知事のお考えをお聞きしたかったのですが、今回も明確な答弁をいただけず残念でした。この法案には、憲法との関係で大きな疑義があり、その行方によっては私たちの生活に大きな影響を与えるもので、私たち一人一人が真剣に考えるべきものであり、すなわち知事自身の問題として真剣にぜひ考えていただきたいと思います。

2. 投票率の低下について

選挙公報が発行されなければ、後は、各候補者それぞれの宣伝活動に任せることとなりますが、その活動には自ずから個人差があり、有権者全員に十分な情報が行き届かない恐れがあります。それでは、選挙の前提が整わず、投票率はますます低下することになりかねません。

すべての有権者に各候補者の政策や理念などを公平に提供することは、選挙管理委員会の最低限の責任だと思います。困難を克服して次の選挙までには、是非とも公報を発行すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、候補者の人となりや考え方に直接触れることができれば、有権者の関心も高まると思います。選挙管理委員会が主催して、あるいは間接的に支援をして、候補者による「公開討論会」を開催することも有効だと思います。

従来のキャラクターなどを使ったパフォーマンス的なキャンペーンでだけではなく、もっと踏み込んでこうした具体的な対策をぜひおこなっていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

また、議員の皆さんにも我々自身の問題として、条例の制定に前向きに取り組んでいただきたいと提案もさせていただきます。

3. 上関原発について

いくら質問しても明確な答弁がいただけませんが、要するに、上関原発を含めて新規原発の建設に関する国の方針が出されるのを待って、埋め立て免許の延長の可否を判断する。それが、県の本音であることは、この議場の議員の皆さん、そして県民の誰でも知っております。

事業者から十分な説明がされていない・・・適正に審査しているなどと、ごまかしてばかりいると、知事の言葉が軽く感じられるようになります。また、この申請の県民による公開請求では、すべて真っ黒に塗られたものしか出されませんでした。こんな姑息なごまかしをせず、県の意図するところを率直に語り、県民の理解を得る努力をされたらいかがでしょうか。

一部マスコミには、“県によると・・・”という書き出しで申請内容の一部が流れています。少なくとも議会には、さらにそれ以上の説明をすべきではありませんか。伺います。

この埋立免許期間は、当初3年の期限であり、延長で3年、さらに今回3年近くもの再延長が申請されたということですが、当初の免許期間の倍の6年も延長するということが法的に可能なのでしょうか。

これまでも異例な引き延ばし、さらに再延長がなされる法的根拠は何ですか。はっきり答弁をしていただけないということは、相当な無理をされているということですね。

次に、漁業補償金の受け取り問題について、お聞きします。

今年4月の県漁協祝島支店の組合員総会で、漁業補償金の配分基準案が否決され、組合員の受け取り拒否の意思が確定しました。いわゆる「一事不再議」、つまり、議会などの会議では同じ議案を再度審議することはできないという原則がありますが、これと同じように、よほどの事情変更がない限り、漁業補償金の受け取りの問題は決着したと考えていいのですね。県のお考えを確認しておきたいと思います。

関連して、祝島支店の組合員は毎年組合の赤字を補填するため、多額の負担をしているとのことですが、どの程度の金額なのでしょうか、それを組合員に求める根拠も含めて教えて下さい。

祝島支店の財務状況はどうなっていますか。県漁協から派遣されている職員がいるそうですが、支出に占める人件費の割合はどの程度でしょうか。赤字であれば、人件費などの固定経費の削減など、業務の効率化に努めることが先決ではないでしょうか。他の漁協でもこのような例はあるのでしょうか。

すでに県漁協として一つの組織になっているはずですが、各支店ごとの独立採算になっているのですか。県漁協全体の会計処理の方法を教えてください。

5. 定住支援について

昨年11月議会での私の質問に対して、例えば県営住宅の家賃免除は、福島県以外では罹災証明が必要である、関東圏などからの自主避難者は、その対象外であるとのことのお答えであったと記憶しています。

制約が多ければ、「移住・定着 日本一」、UJIターン応援というスローガンとは程遠い対応になってしまいます。避難者だけでなく、移住を促進するのであれば、専門の窓口を設け、専任の職員を配置するなど積極的な支援をしていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

被災して移住されている皆さんのための、中国5県支援ネットワーク会議というのが、定期的で開催されていますが、山口県からは行政の支援もなく、十分に出席することさえできないとの声も聞きます。

東京で定住支援のPRや就職斡旋の会を開催する時には、大震災の被災者が参加されているため、他県では、開催県へすでに移住していらっしゃる被災者をその会に出席してもらって、当事者としての説明をしてもらい、移住を促進しているそうです。その方々の東京への旅費や宿泊費などは、県が負担し具体的な支援をしています。中国5県会議への費用負担も含めて、本県ではそのような支援策は考えておられないのでしょうか。お尋ねいたします。

さらに、移住のための専門の窓口には、被災して山口県に移住して来られた方を配置するなどの案も検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

(再々質問)

1、上関原発についてもう一度質問いたします。

率直に語っていただけないのが残念ですが、県が上関原発の建設に関する国のゴーサインが出るのを待っているというのは明らかだと思います。

しかし、以前の県の答弁では、免許の延長が認められるのは、自然災害や経済的理由などにより工事が遅れた場合で、その遅れた期間だけ延長が認められ、その可否は、申請当時の状況によって判断される。その後の国のエネルギー政策の変更は、判断基準にはならないというのが法律の考え方であるはずですが、私の理解は正しいでしょうか。教えてください。

2012年10月の申請当時には、上関原発の建設が宙に浮き、埋め立て後の土地利用計画が不透明になっていたことは明らかです。県の判断が先延ばしにされたことがそれを証明しています。そうだとすれば、ここは、一旦不許可にするのが法律の適正な手続きではないでしょうか。もう一度、県の明確なご答弁をお願いします。

祝島支店について何もわからないのでは、監督官庁として十分な役割りを果たしているとは言えないのではないでしょうか。

前提となる補償契約さえ締結されておらず、祝島支店の組合員が明確に拒否しているものを、県漁協が事業者から一方的に受け取り、圧力をかけるかのように支店に繰り返し受取を迫っています。そもそも補償金を受け取るということは、原発建設を容認するということです。組合員の福祉を図ることを目的とする漁協の本来業務から大きく逸脱し、定款にも反する行為ではないでしょうか。漁協を監督する県として、適切な指導をすべきではありませんか。もう一度お伺いいたします。